

横浜市立浦舟特別支援学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日

平成 30 年 2 月 23 日改訂

令和 3 年 5 月 11 日改訂

令和 4 年 2 月 28 日改訂

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法・・・平成 25 年法律第 71 号 第一章総則定義第 2 条）

この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と、一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめを防止するための基本理念

- ・未然防止（学校風土作り、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など）
- ・早期発見、早期対応
（いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質向上など）
- ・適切な対処、措置（児童生徒、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など）

③ 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- ・いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめのない社会の実現を目指す。

④ 病弱特別支援学校としての役割

- ・自分自身の人権を自覚し、自己を認め大切にできる子どもを育てる。
- ・不快な感情も含め、素直に自己表出できる子どもを育てる。
- ・子どもが置かれた環境や背景を理解し、共感するとともに、多職種や様々な機関と連携してより良い生活環境を築く。
- ・あらゆる形での復学の在り方を検討し、子どもが安心して自分の力を発揮できる学びの場に繋げる。
- ・前籍校を始めとする小・中・高・特別支援学校に対する、病弱特別支援学校としてのセンター的機能の役割を果たす。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 組織の構成

校長・副校長・教務主任・特別支援教育コーディネーター・経営部長・養護教諭・人権担当者

※必要に応じて医療機関や主治医、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 組織の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的で開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員研修
- ・情報共有の推進
- ・定期的なアンケートの実施
- ・情報モラル教育の推進

(3) いじめに対する措置

いじめを察知した場合、あるいはいじめの疑いがあった段階で、ただちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談する。関係のある児童生徒への事実関係の聴取、保護者や関係諸機関等との連携を組織的に行い、指導や支援の体制・対応方針を決定し、いじめの早期解決、再発防止に取り組む。

被害者だけでなく、加害児童生徒及び保護者への支援を行う。

(4) いじめ防止及び早期発見のための取り組み

- ・いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を考える。
- ・児童生徒の様子をよく分析し、いじめを見逃さないように努力する。
- ・教員が児童生徒に信頼される人間関係を築くよう努め、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・「学校生活振り返りアンケート」を活用する。
- ・いじめ防止や早期発見に対する資質の向上のための研修等を行う。
- ・道徳、各教科、日常生活や行事等における指導と支援を行う。
- ・定期的な面談等を通して、保護者との連携を図る。
- ・学校評価を検証する。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ ①について、本校では狭い人間関係の中なので、転出まで継続指導や経過観察を続ける。

(6) 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める研修や、法の確実な運用を行うための研修を実施する。

(7) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

- ・法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童生徒から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき

は、重大事態としてとらえ、報告・調査等行う。

② 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨

- ・法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態発生防止に資するために行う。

④ 調査を行うための組織

- ・教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。
- ・教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査にあたる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

⑥ 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者への適切な情報提供する。
- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

(8) その他

- ・必要があると認められる時は速やかに本基本方針を見直し、現状に即したものとする。
- ・本校基本方針の策定日は平成 26 年 3 月 31 日とする。
- ・平成 30 年 2 月 23 日改定
- ・令和 3 年 5 月 11 日改定
- ・令和 4 年 2 月 28 日改訂